浜中町立散布小中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

【いじめの定義】

本校に在籍している児童生徒に対して、本校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

本校では、全ての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識に立ち、いじめは人間として絶対に許されない行為であることをふまえ、全校児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定する。いじめ防止に対する基本姿勢のポイントを以下のとおりとする。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童生徒及び教職員相互の温かな人間関係を築く取組をおこなう。
- (3) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (4) いじめの早期発見、早期解決のために様々な手段を講じる。
- (5) いじめ早期解決のために、当該児童生徒の安全を保障するとともに、保護者、地域、関係機関と 連携を深め、解決に努める。

2. いじめ未然防止のための対策の基本となる事項

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
 - ① いじめ未然防止に向けた児童会・生徒会活動を推進する。 (小学校:行事などによる縦割り班での交流 中学校:Smile×Smile 運動)
 - ② 人とのかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の気持ちを持って、応えようとする心情を高める。 (小・中:あいさつ運動、いいとこみっけの木)
 - ③ いじめ未然防止に関する啓発と、いじめをしない・させない・ゆるさない感性、対人関係力を育み、温かな雰囲気の学校づくりを目指す。
 - ④ 道徳教育の充実:道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な資料を活用し、 規範意識を育む。
- (2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
 - ① 生徒指導の機能を生かした、一人一人が活躍できる学習活動
 - (ア)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と家庭学習の工夫
 - (イ)児童生徒の自発的な活動を支える委員会活動の充実
 - (ウ)運動会や文化祭、地域大感謝祭等での異学年・異校種間交流の充実
 - ② 対人関係に関する体験的な活動:対人関係に関するスキル学習を計画的に実施する。
 - ③ 他の人の役に立つ実践的な活動:上級生が下級生、中学生が小学生に指導する等、他者とのかかわりを通して、自己有用感や自己存在感を味わうことのできる活動を計画的に実施する。また、これらの活動を通して、下級生は上級生へのあこがれや敬愛の念をいだくことができる。
 - ④ 見通しを持った年間カリキュラムの作成:いじめ未然防止に向けた様々な活動内容を明確にし、 系統的に見通しを持って取り組むことができるよう指導方法を工夫する。

3. いじめの早期発見、早期解決のための取組

- (1) いじめの早期発見のための措置
 - ① 「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童生徒はいない」という基本認識に立ち、児童生徒を多くの教職員で見守り日常的な観察やコミュニケーションを丁寧におこなうことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない。認知するにあたっては、一人一人の児童生徒の状況から、「この子どもは苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。
 - ② 年度当初に生徒理解研修をおこない、「いじめ防止基本方針」をもとに共通理解に努め、教職員間で解釈や指導の差が生じないよう努める。また、児童生徒の小さな変化を見逃さない体制づくりに努める。
 - ③ 変化が生じた児童生徒がいる場合には、気づいたことを共有する場(指導部会・小中部会等)を設け、より多くの目で当該児童生徒を見守る。
 - ④ 教育相談週間を年3回程度実施する他、ミニ相談やチャンス相談等、教師職員が積極的に働きかけをおこない安心感を持たせるとともに問題の有無を確認する。
 - ⑤ いじめアンケート(年2回)やQ-Uテスト(年2回)を実施し、児童生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。また、アンケートでいじめにつながる記載をしていない場合であっても、丁寧な観察を行うようにする。
 - ⑥ スクールカウンセラーを活用し、児童生徒理解に努める。
- (2) いじめの早期解決のための取組
 - ① いじめ問題を発見した時には、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。また、個人的な判断(「ふざけ合っているだけ」や「この程度は、報告する必要はない」など)が、いわゆる「教師の事案の抱え込み」であることを全教職員が十分に理解し、情報共有に努める。
 - ② 組織的な対応のもとで情報収集を綿密におこない、事実確認をしたうえで、いじめられている 児童生徒の身の安全を最優先に考える。いじめている側の児童生徒に対しては毅然とした態度 で指導にあたる。
 - ③ いじめによって傷ついているのは被害者だけではなく、加害者本人も傷ついているため、加害者本人の心の安定を図る指導もあわせておこなう。
 - ④ 傍観者の立場にいる児童生徒もいじめているのと同様であることを指導し、いじめをしない、させない、ゆるさない感性と対人関係力を育て、温かな学級風土を醸成する。
 - ⑤ 学校内だけではなく、必要に応じて関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
 - ⑥ 被害(加害)児童生徒の心の傷をケアするために、養護教諭や他の先生方教職員、スクールカウンセラーとも連携し、組織的に指導をおこなう。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
 - ① 家庭との連携をいつも以上に密にし、事実関係を正確に保護者に伝え、学校の取組状況や家庭の対応について協議し、連携して指導を進める。年度当初の学級懇談会や PTA 総会などで「いじめ防止基本方針」の説明を保護者へ行い、学校ホームページで共有し、地域住民にも周知する。
 - ② 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等とも連携して対処する。

- (4) インターネットを通じておこなわれるいじめに対する対策
 - ① 児童生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じておこなわれるいじめを防止及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、インターネットや携帯電話の情報モラルの研修会をおこなう。
 - ② ネットパトロールを定期的におこない、早期発見・早期対応できる校内体制を整える。

4. いじめ問題に取り組むための組織

(1) 指導部会・小中部会

指導部(小学校3名、中学校2名で構成)を月1回、小部会(小学校教員5名、養護教諭、教頭)・中部会(中学校教員5名、教頭)を月1回開催し、問題傾向や不登校傾向を有する児童生徒について、情報の交換(現状や指導内容)や各事案への対応方法、共通実践について協議する。

- (2) いじめ防止等の対策のための組織「いじめ等対策委員会」の設置
 - ① 構成員:指導部長、教頭、スクールカウンセラー、その他必要に応じて招聘する
 - ② 活動内容
 - (ア)いじめ未然防止に関すること
 - (イ)いじめの早期発見に関すること (アンケート調査、教育相談等)
 - (ウ)いじめ事案に対する対応に関すること
 - (エ)いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒理解を深めること
 - (オ)指導の経過や指導の方向性を該当する教職員(主に担任)が記録を残すよう依頼すること
 - ③ 年4回の他、いじめ事案の発生時は緊急開催とする

5. 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処をおこなう。

- (1) 重大事案が発生した旨を、いじめ等対策委員会を通じ、浜中町教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 浜中町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) いじめの行為が止んだとしても、被害児童生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで、支援を継続する。被害児童生徒が受けた精神的な被害については、 保護者の理解を得ながら心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

6. 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態の把握及びいじめに対する処置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について評価する項目を、学校評価に位置付ける。